

8

建築士の建築士法上の義務

8. 建築士の建築士法上の義務

建築士個人にも、以下のような義務が課せられています。

- ① 建築士は、設計を行う場合においては、設計に係る建築物が法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにしなければなりません（建築士法第18条第1項）。
- ② また、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければなりません（建築士法第18条第2項）。
- ③ 建築士は、他の建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、原則として、当該建築士の承諾を求めなければなりません。承諾を求めるとの出来ない事由があるとき、又は承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することが出来ます（建築士法第19条）。
- ④ 建築士は、設計を行った場合や設計図書の一部を変更した場合、設計図書に建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければなりません（建築士法第20条第1項）。
- ⑤ 一定の建築物の構造設計や設備設計について、構造設計一級建築士や設備設計一級建築士は、構造関係規定や設備関係規定への適合性について確認しなければなりません（建築士法第20条の2、第20条の3）。なお、構造については、上記建築物以外の建築物について構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければなりません（建築士法第20条第2項）。
- ⑥ 建築士は、工事監理を行う場合は、工事が設計図書の通りに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書の通りに実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければなりません（建築士法第18条第3項）。
- ⑦ 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を文書で建築主に報告しなければなりません（建築士法第20条第3項）。
- ⑧ 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、「建築設備士」の意見を聴いたときは、設計図書又は建築主への報告書において、その旨を明らかにしなければなりません（建築士法第20条第5項）。

- ⑨ 建築士は、設計や工事監理のほか、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定、建築物の建築に関する手続の代理、その他の業務を行うことができますが、その業務が他の法律によって制限されている事項についてはできません（建築士法第21条）。例えば、弁護士法では、弁護士でない者は、原則として報酬を得る目的で一般の法律事件に関して代理等を行い、これらの周旋をすることを業とすることはできないことになっています（弁護士法第72条）。従って、建築士が近隣紛争において出席する場合、弁護士法違反に問われることがあるので、注意が必要です。
- ⑩ 建築士は、自分の名義を利用させることはできません（建築士法第21条の2）。
- ⑪ 建築士は、建築基準法令等の規定に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはなりません（建築士法第21条の3）。
- ⑫ 建築士は、建築士の信用又は品位を害するような行為をしてはなりません（建築士法第21条の4）。
- ⑬ 建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努める義務があります（建築士法第22条第1項）。一定期間ごとに所定の定期講習を受けなければならない（建築士法第22条の2）のも、こうした義務があるためです。